



3月議会定例会を開催  
町長の施政方針、令和7年度当初予算議案を審議、一般質問に8人の議員が登壇

3月議会定例会が3月6日(木)～19日(水)の14日間の日程で開催されます。今回の定例会には、諮問2件、同意2件、条例の制定議案2件、条例の一部改正議案5件、計画議案1件、令和6年度補正予算議案3件、令和7年度当初予算議案5件、議員発議1件、陳情1件の合計22議案が審議される予定です。

Table with columns: 期日, 会議名, 開議時刻, 事項. It lists the schedule for the March Council Regular Session, including dates like 3月6日(木) and 3月19日(水), and sessions such as 定例会(初日), 予算決算常任委員会, and 定例会(最終日).

議会初日には各議案の審議決定を行い、令和6年度補正予算議案および令和7年度当初予算議案を予算決算常任委員会へ付託します。2、3日目は、事前に質問通告をした議員8人が登壇し、一問一答方式で一般質問を行います。2日目の一般質問の後、令和6年度補正予算議案の採決が行われます。また、3日目の一般質問の後、常任委員会で、町が今後取り組む事務事業などについて、所管事務調査を行います。最終日には、令和7年度当初予算議案の採決が行われます。

- ◆一般質問通告者、質問事項 期日 3月7日(金)
森田義昭議員(9時)
①小中学校のいじめについて
②消防団について
③町長の現状について
青木文雄議員(10時)
①若者・女性が帰ってきて働けるまちについて
②避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について
藪之本佳奈子議員(11時15分)
①住みやすいまちづくりについて
②子育てしやすいまちづくりについて
青木秀夫議員(13時15分)
①大規模指定既存集落制度の活用について
②東洋大との関係について
③公共下水道について
尾澤将樹議員(14時30分)
①障がい者のこと全般について
期日 3月10日(月)
須藤稔議員(9時)
①行政区編成後10年目の検証について
②ごみの減量化と資源ゴミについて
③主要幹線道路の新設、整備について
荒井英世議員(10時)
①地域社会と学校の連携について
②観光事業の広域化について
③令和7年度一般会計当初予算編成について
亀井伝吉議員(11時15分)
①婚活応援事業とカップリングデザイン事業について
②避難所の空調設備について
③軟骨伝導イヤホンについて
④70周年記念事業について
⑤地域再生計画について



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業  
町内で使える商品券を交付します

物価高騰の影響を受けている町民皆さまの負担軽減を図るため、1人につき3,000円分の町内で使える商工会商品券を世帯主あてに交付します。対象者 令和7年2月1日現在、板倉町の住民基本台帳に記録されている全てのかた 交付額 1人につき3,000円分(1,000円券×3枚) 使用できる店舗 町内登録の102店舗 使用期限 令和7年7月31日(木)まで 交付方法 世帯主あてに、世帯員分の商品券を簡易書留にて順次郵送します。 ※全世帯への交付完了は3月中を予定していますが、状況により変動します。 使用の際の注意点 ○商品券は、現金と引き換えができません。 ○商品券は、額面に利用が満たない場合でも、釣り銭は出



平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれのかた(高校3年生相当年齢のかた)と母子・父子家庭で平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれのかたを養育し、受給資格者証の交付を受けているかたは現在使用している福祉医療費受給資格者証の有効期限が令和7年3月31日までとなっております。以降は使用することができませんので、ご注意ください。



福祉医療費受給資格者証  
有効期限にご注意ください



無人航空機による災害対策活動に関する協定

犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定 被害者の早期回復につなげます 2月17日(月)、館林警察署および被害者支援センターすてっぷぐんまと犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定を締結しました。社会全体で効果的な支援に取り組むことで、被害者の早期回復につなげます。 問合せ 安全安心係 82-6123

2月20日(木)、一般社団法人日本ドローン協会群馬事業所と無人航空機による災害対策活動に関する協定を締結しました。この協定により災害現場などの撮影および画像解析や緊急物資の輸送、その他ドローンを活用した協力要請が可能となります。被害状況の早期把握や被害の拡大防止が期待されます。 問合せ 安全安心係 82-6123



災害時における生活物資の供給協力に関する協定

2月19日(水)、株式会社フレッセイと災害時における生活物資の供給協力に関する協定を締結しました。この協定は、被災者に対して店舗や水道、トイレを提供していただくことや食料・生活必需品など、物資の供給を要請することができるようになるものです。これにより、災害時の町民生活の安定が期待されます。 問合せ 安全安心係 82-6123

# 板倉町公式LINEアカウント 友だち追加をお願いします

町内のイベントや行政情報など、さまざまな町の情報を発信しています。



## 主な機能

- 受信設定  
受信したい情報を設定して、関心のある情報を受け取ることができます。
- 防災  
町の防災情報に加え、最新の気象警報・地震情報・停電情報を確認できます。また、受信設定をすれば、防災ラジオの放送内容（定期放送・緊急情報など）がLINEで受信できるようになります。
- 申し込み  
各種教室やイベントの申し込みができます。
- ごみ  
ごみの分別方法を検索することができます。ごみの出し方やごみカレンダーを確認することができます。また、外国語版のごみの分け方・出し方を確認することができます。
- 広報・回覧  
バックナンバーを含め、広報紙・回覧・議会だよりを閲覧できます。
- 通報  
道路の陥没や動物の死骸などの通報を行うことができます。

※今後も随時機能を拡大する予定です。

## 友だち追加方法

- 二次元コードで追加  
ホーム→友だち追加→二次元コード



友だち追加をするところのメニューが利用できます。友だち募集中です！

→登録画面に移動後、追加ボタンを押す。

または

- ID検索で追加  
ホーム→友だち追加→検索 @line.itakura

問合せ 企画調整係  
☎82-6125



このアイコンが目印です



### 物価高騰対策給付金 住民税非課税世帯と低所得子育て世帯に給付

▼住民税非課税世帯  
支給額 一世帯当たり3万円  
対象 令和6年12月13日時点で町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯  
※令和6年度住民税が課税されているかたの扶養を世帯全員が受けている場合は、対象外です。  
※他の市区町村で同様の給付金を受給している場合は、対象外です。

▼申請方法  
▼確認書が届いたかた  
対象となる可能性がある世帯には、2月17日に確認書を発送しました。内容を確認し、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて同封の返信用封筒で返送してください。  
※税情報の変更などにより新たに対象となった世帯には、確認書を順次発送します。

▼申請書が届いた世帯  
令和6年1月2日以降に町へ転入した世帯または転入者がある世帯のうち、課税状況を確認できないかたがいる世帯には、2月21日より申請書を順次発送しています。必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

▼申請期限  
6月30日(月)消印有効  
問合せ 社会福祉係  
☎82-6133

▼子ども加算  
支給額 児童一人当たり2万円  
対象 物価高騰対策給付金を受給した世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童を扶養している世帯主  
▼申請方法  
手続きは、原則不要です。4月中旬以降、物価高騰対策給付金の受給口座へ順次振込予定です。  
※別世帯に扶養している対象児童がいる場合や令和6年12月14日以降に生まれた児童がいる場合は、子育て支援係までお問い合わせください。

問合せ 子育て支援係  
☎82-6134



### 星野・金子交通安全教育等功労者表彰 板倉町交通指導員が表彰されました



2月10日(月)、交通安全活動に積極的に尽力し、交通事故防止に大きく貢献した功績が認められ、板倉町交通指導員に星野・金子交通安全教育等功労者表彰が贈られました。今後も交通事故が1件でも少なくなるよう、さらなる活躍を期待します。

問合せ 安全安心係  
☎82-6123



### 旅券(バスポート)の交付 手数料と交付までの期間が変わります

偽造・変造防止対策が強化された2025年旅券が導入されることに伴い、3月24日の申請分から手数料が変わります。また、バスポートが交付されるまで従来よりも時間がかかるため、海外旅行や出張が決まりましたらお早めに申請をしてください。

手数料  
マイナポータルでのオンライン申請は手数料がこれまでより1000円安くなり、戸籍簿本の提出は不要になります。書面での申請はこれまでより手数料が300円高くなり、戸籍簿本の提出が必要な場合があります。

交付までの期間  
バスポートを国立印刷局で作成するため、2週間程度かかります。

問合せ 戸籍年金係  
☎82-6131  
○群馬県庁地域外交課  
☎027-226-3860

### 建築確認手続きのルールが改正されます

建築基準法などの改正に伴い、4月以降の手続きのルールが次のとおり改正されます。

全ての建築物  
原則、新築・増改築を行う際、省エネ基準適合が義務化となります。

木造2階建の戸建住宅など  
○建築確認の手続きで構造・省エネなどの図書提出が必要になります。

○大規模なリフォーム(壁、柱、床、梁、屋根または階段の一種以上について行う過半の改修などをい)、仕上げ材のみの改修などは除く)でも建築確認手続きが必要になります。

この改正は2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロの実現に向けて行われるもので、建築物の省エネ化は、温室効果ガスの排出量抑制だけでなく、光熱費の負担軽減や、快適性などの向上につながるメリットがあります。また、令和12年には省エネ基準の引き上げが予定されています。

今後、新築・増改築や大規模なリフォームをお考えのかたは、建築士にご相談ください。

問合せ 太田土木事務所  
☎32-2937